

鹿児島県土木施工管理技士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島県土木施工管理技士会という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力によって、土木施工管理技士の品位と社会的地位の向上を目指し、かつ、建設工事を的確に施工するために必要な専門知識及びその能力の習得に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の社会的地位の向上に関する事業
- (2) 土木施工管理技士制度の普及及び宣伝
- (3) 関係団体との連携に関する事業
- (4) 土木施工管理技術に関する情報の収集及び提供
- (5) その他、会員の技術の向上改善に関する研修会、講習会等の実施

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、鹿児島県に住所を有し、1級土木施工管理技士の資格を有するものであって、一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）の会員に属する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。

(入会の手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に第6条に定める会費を添えて提出し、会長が受理するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が本会に納付した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(自然退会)

第7条 会費を1年（請求した日から会計年度以内）以上滞納したときは、自ら本会を退会したもものとする。

(退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届により会長に届け出なければならない。

- 2 会員は、次の場合には退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 第4条に該当しなくなったとき

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て会長はこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) その他会員として不適格と認められたとき。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 理 事 25 名以内 (会長、副会長を含む。)
- (4) 監 事 2 名以内

(役員を選任)

第 11 条 理事は、別に定める選出基準により選任する。

- 2 監事は、会員の中から総会において選任する。ただし、必要に応じて会員外から選任することができる。
- 3 会長及び副会長は理事の互選によって選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を執行し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、事業計画及び事業報告、収支決算の執行状況を監査する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、協会の役員任期とする。ただし、補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を防げないものとする。

(役員報酬)

第 14 条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 役員が、会務執行のために要する経費は、本会が支弁する。

第 4 章 総 会

(総 会)

第 15 条 本会の会議は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 16 条 総会 (以下「代議員会」という。) は、会長、副会長及び理事 (以下「代議員」

という。)をもって構成する。

(代議員会の権能)

第17条 代議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びに決算
- (3) その他、役員会において必要と認める事項

(代議員会の開催)

第18条 代議員会は、毎年1回開催する。また、3分の1以上の代議員が目的事項及び召集の理由記載した書面で代議員会の開催を請求したときは、会長は遅滞なく臨時の代議員会を開催しなければならない。

2 代議員会は、代議員の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。

3 代議員会の議決は、出席者数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 やむを得ない事由により代議員会に出席できない代議員は、委任状をもって他の出席者に議決権の行使を委任することができる。

5 他の出席者に委任した場合、委任者は代議員会に出席したものとみなす。

(代議員会の召集)

第19条 代議員会は、会長が召集する。

(代議員会の議長)

第20条 代議員会の議長は、会長とする。

(代議員会の議事録)

第21条 代議員会の議事録は議長が作成し、議事の経過要領を記載し議長及び議長が指名する出席者2人が署名押印して保存しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務局は、協会内に置く。

第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、会長が管理し、その方法は、代議員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度の初めに代議員会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第28条 やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は副会長の同意を得て、予算成立までの会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し監事の監査を経て、代議員会の承認を受けなければならない。

第7章 付 則

(付 則)

第30条 この会則は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会会費規程

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会会則第 6 条の規定に基づき、会費についての必要な事項を定めるものとする。

（会 費）

第 2 条 会費は、次の金額とする。

(1) 年額 3,000 円

（会費の納入）

第 3 条 会費の納入は、原則として前年度末日までに全額納入するものとする。
年度途中で入会する場合も、第 2 条に定める金額を全額納入しなければならない。

（臨時会費）

第 4 条 本会において、必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会旅費規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会の役員及び職員に対し、支給する旅費に関する事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 出張とは、役員が会議などのために招集されたとき、並びに職員が業務のため旅行することをいう。

（旅行命令）

第 3 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、会長が発する召集案内書並びに会長又は事務局長が発する旅行命令によるものとする。

（準 用）

第 4 条 旅費の種類、計算及び支給に関する事項は、一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）旅費規程を準用する。

（旅費の調整）

第 5 条 役員が協会の会議に併せて出席し、協会より旅費が支給される場合は、旅費の全額又は一部を減額して支給することができる。

（委 任）

第 6 条 この規程で定めるもののほか、旅費に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会事務局規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会（以下「技士会」という。）会則第22条の規定に基づき、事務局に関する事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 事務局に、事務局職員として事務局長及び所要の職員を置く。

（事務局長の職務）

第3条 事務局長は、上司の命を受け、職員を指導監督し、技士会の事務を処理する。

（職員の任免）

第4条 事務局長及び職員は、会長が任免する。

（職員の服務）

第5条 職員の服務に関する事項については、一般社団法人鹿児島県建設業協会就業規則を準用する。

（委任）

第6条 この規程で定めるもののほか、職員に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

鹿児島県土木施工管理技士会理事選出基準に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島県土木施工管理技士会（以下「技士会」という。）会則第11条の規定に基づき、理事の選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般社団法人鹿児島県建設業協会理事からの選出)

第2条 一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）の会長、副会長、総務委員及び専務理事が技士会の理事となるものとする。

2 第1項に規定する者が、技士会の会員でない場合において、会員を有する企業の代表者であるときは役員になることができる。

3 第1項に規定する者が技士会の会員でなく、かつ、自社に会員を有しないときは、協会の当該支部長からの推薦者を役員とすることができる。

(委任)

第3条 この規程で定めるもののほか、役員を選出に関する必要な事項は、代議員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。